平成２９年（フ）第２７１２号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目20番16号エステートピアヤスダⅡ202号
債務者　髙井　理絵（旧姓東條）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８１４号
大阪市城東区関目２丁目18番４－801号
債務者　大塩　悟
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８１５号
大阪府枚方市渚西２丁目27番14号
債務者　松本　郁代
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８１６号
大阪府寝屋川市大利町１番３－501号
債務者　楠本　知沙
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８号
兵庫県小野市天神町1185番地の２　ヴィラナリー天神１－103、前住所神戸市兵庫区佐比江町７番地の２　グリーンヒルハイツ202
債務者　北山えり子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第８７号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目９番10号　シャトルシティ１－104
債務者　鈴木　隆司
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３０２号
千葉県船橋市若松２丁目６番１棟524号
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４５号
千葉県市川市鬼高２丁目６番８号　（メゾネットヌーベル205号）
債務者　犬童　敦
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５０８号
千葉県船橋市前貝塚町586番地10
債務者　田村　弘
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５３１号
千葉県市川市田尻５丁目21番19号、住民票上の住所千葉県市川市行徳駅前４丁目３番14号（たんぽぽハイツ205号）
債務者　戸村　洋美（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５０号
千葉県船橋市南三咲３丁目30番３号　いづみハイツ610号室、住民票上の住所千葉県船橋市咲が丘４丁目23番15－219号
債務者　豊丸　雄一
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５６４号
千葉県船橋市夏見台６丁目２番１－206号
債務者　安西　信二（旧姓岩澤）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５６７号
千葉県市川市市川４丁目13番12号　（緑マンションＢ棟101号）
債務者　郷間理佐こと　ゴウマ　エリザ　ディスマス
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７５号
千葉市中央区矢作町326番地１
債務者　粟飯原　登
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７９号
千葉県八千代市高津659番地８
債務者　佐藤　一作（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６５号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地14　市営白浜南住宅３棟3404、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町金谷642番地２
債務者　長谷川　元
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２６号
長崎市大井手町43番地　クレベール大井手401
債務者　新村理絵子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係